



市では処理できないもの

処分方法が法律で定められているものや、市が保有する施設の能力により処理できない廃棄物がありますので、下記の方法で処分してください。

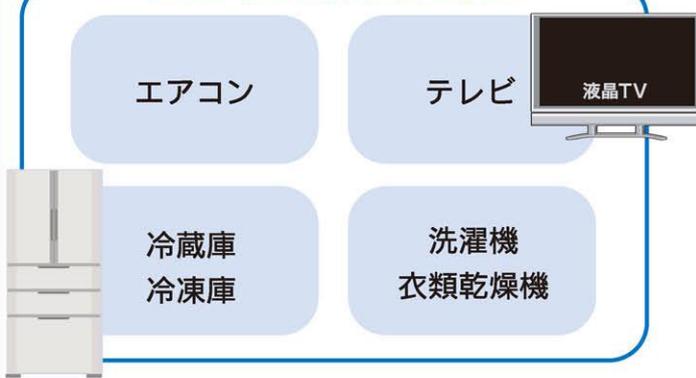
対象となるもの

●リサイクル家電

【参考】リサイクル家電の正しい処理の方法

テレビ・冷蔵庫・洗濯機、エアコンの家電4品目は、適正な回収と所有者のリサイクル料金の負担が法律により義務付けられており、**市では収集・処理できません。**

リサイクル対象家電4品目



主に以下の3つの処理方法があります

- ①購入した販売店へ引取りを依頼する。
- ②家電販売店・許可業者に処分を依頼する。
- ③郵便局でリサイクル料金を振込み、自らリサイクルセンターへ搬入する。
(※リサイクル料金は、種類や製造会社などにより異なります。)

■最寄りの家電リサイクルセンター
四国西濃運輸 大洲営業所
☎0893-24-4170

廃家電や粗大ごみの捨て方で、分からないことはお気軽に市へご相談ください。

○消火器

市内の特定窓口へ処理を依頼してください。

(株)消火器リサイクル推進センター (土・日・祝日・年末年始を除く)

☎03-5829-6773 (受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00)

[消火器 リサイクル窓口](#) 🔍 検索



○オートバイ (部品も含む)

最寄りの指定取引窓口、または廃棄二輪車取扱店に依頼してください。リサイクル料金は無料です。

【相談先】二輪車リサイクルコールセンター (土・日・祝日・年末年始を除く)

☎050-3000-0727 (受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00)

[廃棄二輪車 取扱店](#) 🔍 検索

○バッテリー、灯油・ガソリン、塗料、薬品、農薬、肥料、タイヤ、小型充電式電池、ピアノ、耐火金庫など**購入先に相談してください。**購入先が不明な場合は、最寄りの販売店か許可業者にご相談ください。

請負工事などで出たごみ

家のリフォームや解体を、業者に依頼して出たごみは、請け負った業者へ処理を依頼してください。